

## 菊陽町マスコットキャラクター「キャロッピー」の名称及びイラスト使用に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、菊陽町マスコットキャラクター「キャロッピー」の名称及びイラスト（以下「名称及びイラスト」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称及びイラストに関する権限)

第2条 名称及びイラストに関する一切の権限は、菊陽町（以下「町」という。）に属する。

### (使用の承認)

第3条 名称及びイラストを使用しようとする者は、あらかじめ菊陽町長（以下「町長」という。）の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、同項の承認を受けずに名称及びイラストを使用することができる。

- (1) 報道関係者が、報道目的に限って名称及びイラストを使用する場合
- (2) その他町長が承認を受ける必要がないと認める場合

### (使用の申込み)

第4条 前条の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、使用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 名称及びイラストを使用しようとする物件が分かる書類
- (2) 名称及びイラストを使用する計画を示す書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

### (使用承認の基準)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、使用を承認することができる。

2 前項の規定により、使用を承認する場合は、使用承認通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 名称及びイラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は承認しないものとする。

- (1) 菊陽町の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 消費者の利益を損ない、又は損なうおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政治又は宗教を支援し、又は公認しているかのような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) その他承認することを町長が不相当と認めた場合

### (使用承認の条件)

第6条 町長は、使用承認のために必要があると認める場合には、名称及びイラストの使

用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「承認使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用項目のみに使用すること。
- (2) 名称及びイラストの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (3) 承認使用者は、当該使用に係る物件の使用状況が分かる書類を速やかに町長に提出すること。

(承認の取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取消し、使用を中止させ、又は使用物件の回収その他の必要な措置を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 承認した内容に違反したとき。
- (3) 使用に際して付した条件に違反したとき。
- (4) その他町長が名称及びイラストを使用させることが適当でないとき。

(経費等の負担)

第9条 町は、この規程により名称及びイラストを使用した者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 町は、名称及びイラストの承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、名称及びイラストの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年2月17日から施行する。